

武雄市家屋全棟調査業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について（公告）

武雄市家屋全棟調査業務委託に係る公募型プロポーザルを実施するので、同プロポーザル実施要領を次のとおり公告する。

平成30年 5月 8日

武雄市長 小 松 政

1 趣旨

この要領は、武雄市家屋全棟調査業務を委託するに最適な者（以下「受託候補者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2 プロポーザルに付する業務

- (1) 業 務 名 武雄市家屋全棟調査業務委託
- (2) 業務の趣旨及び内容
別紙「武雄市家屋全棟調査業務概要説明書（プロポーザル用）」（以下「概要書」という。）のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から平成33年1月31日まで
- (4) 提 案 額
提案上限額：210,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 支払条件 ・平成30年度： 39,000,000円（上限額）
・平成31年度(2019年度) ～ 平成32年度(2020年度)まで
： 171,000,000円（上限額）

3 参加資格

受託を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 平成29年度及び平成30年度入札参加資格審査申請書を武雄市に提出し、登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続または再生手続の開始申立てがなされていないこと。
- (4) 武雄市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領(平成23年2月17日訓令第3号)に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 佐賀県内もしくは隣接県(福岡県、長崎県)内に、本社、支社又は営業所等を有していること。
- (6) 平成20年度以降、九州管内において概要書に規定する【主な業務内容】2及び3の同種・関連業務※を受注し、かつ、完了した実績を有すること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(8) 国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）、都道府県税及び市町村税に滞納がないこと。

※関連業務とは、概要書に規定する【主な業務内容】2及び3以外の家屋に対する課税に係る業務とします。

4 参加表明

本プロポーザルへ参加する資格と意思のある者は、下記により必要な書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ①参加表明書 (様式第1号)
- ②誓約書兼同意書 (様式第2号) (武雄市暴力団排除条例に基づく)
- ③国税、都道府県税及び市町村税に滞納がないことの証明書
- ④登記事項証明書 (商業登記簿謄本)

※③、④は、提出日前3カ月以内に発行されたものであること。

(2) 提出期限 平成30年5月21日(月) 午後5時必着
※過ぎた場合は受け付けない。

(3) 提出場所 武雄市 総務部 税務課

(4) 提出部数 各1部

(5) 提出方法 持参及び郵送

(6) その他

- ①参加表明提出後、いつでも書面により「辞退」することができる。
- ②参加資格を満たしていない場合及び7企画提案書を提出しない場合は、「失格」とする。
- ③参加表明書を提出したもので、辞退・失格でない者は「参加表明者」とする。

5 説明書の交付

説明書は、実施要領、概要書及び基礎数値一覧とし、下記により交付する。

(1) 交付場所

- ①武雄市ホームページ (<http://www.city.takeo.lg.jp>)
- ②13に同じ

(2) 交付期間

平成30年5月8日(火)から平成30年5月21日(月)まで

6 質問及び回答

説明書に関する質問は、参加表明者からのみ受け付け、下記により取り扱う。

(1) 質問方法

- ①質問項目及び質問内容等必要事項を記入した質問書(様式第3号)を電子メールで提出すること。(表題は武雄市家屋全棟調査業務委託質問書とすること)
- ②質問書送信後、必ず13担当部署へ「質問書を送信した旨」電話連絡すること。

(2) 受付期限 平成30年5月21日(月) 午後5時必着

(3) 電子メール送信先及びメールアドレス

武雄市 総務部 税務課 zeimu@city.takeo.lg.jp

(4) 回答方法

平成30年5月22日(火)までに、参加表明者全員に電子メールにて回答を送信する。

(5) その他

受付期限を過ぎた問い合わせや、電話での問い合わせには回答しない。

7 企画提案書

参加表明者は、下記により企画提案書等必要な書類を提出すること。

(1) 提出書類

	提出書類	指定用紙	備 考
①	企画提案書	様式第4号	<ul style="list-style-type: none"> 表題部のみ。指定様式を使用し、押印のこと。 <u>実施方針及び業務フロー</u> 概要書に従い、提案したい実施方針や業務フローなどを簡潔に記載すること。 <u>工程表</u> 提案したい事業のスケジュールを記載すること。 <u>実施体制</u> 実施体制と配置予定者名、分担する業務内容、役割等を記載すること。 <u>具体的な実施方法等</u> 具体的な家屋照合の方法、現地調査の方法や現場での対応等実施内容がわかるよう記載すること。 その他の提案（任意） 概要書に掲げられていない業務（事項）等について、提案することがあれば簡潔に記載すること。
		様式なし	
②	会社概要	様式第5号	<ul style="list-style-type: none"> 会社のパンフレット等有用な資料があれば添付すること。（任意）
	資格認証の写	様式なし	<ul style="list-style-type: none"> 様式第5号最下段の資格・認証の写し
③	配置予定者の資格経歴等	様式第6号	<ul style="list-style-type: none"> 本業務の担当者として配置予定の者の資格・経歴等を記載すること。
	資格認証の写	様式なし	<ul style="list-style-type: none"> 様式第6号の保有する資格・免許等の写し
④	実績表	様式第7号 裏面あり	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度以降、九州管内で同種・関連業務を受注し完了した実績のみ記載すること。 （契約書の写し添付） 各社独自の実績表があれば添付すること。（任意）
⑤	見積書	様式なし	<ul style="list-style-type: none"> 業務に係るすべての経費を記載すること。 積算内容等できるだけ詳細に記載すること。 実施年度毎に実施する業務とその経費が分かるように記載すること。
⑥	その他（任意）	様式なし	<ul style="list-style-type: none"> 成果品・サンプル、その他提案（説明）に必要な資料等について記載、あるいは添付すること。

(2) 企画提案書等留意事項

企画提案は、業務に関する具体的な取組み方法等について提案を求めるものである。

提案内容は、概要書及び資料を参照し、業務実施方針、業務フロー、業務実施体制、個人情報保護体制、工程表、住民への周知方法、家屋照合の方法、現地調査の方法、苦情処理の方法、家屋評価の方法、比準表の作成方法、評価計算書の作成方法、GISシステム上での機能・展開、その他提案の内容などを具体的に提案（記載）すること。

ただし、提案内容は、資料を含めA4判1冊、30ページ以内とする。

(3) 提出期限 平成30年5月29日（火）午後5時必着

※過ぎた場合は受け付けない。

- (4) 提出場所 武雄市 総務部 税務課
- (5) 提出部数 9部（正1部、同写し8部）
- (6) 提出方法 持参又は郵送
- (7) 1次審査 提出された書類を武雄市家屋全棟調査業務委託受託者選定委員会により審査する。
- (8) その他 提出された提案書等が、次にあげる場合には失格とする。
 - ・未記載及び記載内容に著しい不備がある場合
 - ・2(3)に示す委託期間を超える工程表を提出した場合
 - ・2(4)に示す提案上限額を超える見積書を提出した場合

8 プレゼンテーション

1次審査により選定された者（以下「提案者」という。）によるプレゼンテーションを下記により行う。

- (1) 期 日 6月下旬
- (2) 説明時間等 説明30分以内、質疑応答15分以内とする。（機器の設置、撤収時間を除く）
- (3) 場 所 武雄市役所内 会議室（参加者には後日通知する。）
- (4) 内 容 企画提案書等を基本とする説明を行うこと。
- (5) 説 明 者 説明は、原則、配置予定者が行うこと。
- (6) 説明用具 プレゼンテーションに必要な機器類は、提案者で準備すること。
- (7) その他 **MicrosoftPowerPoint** 等を用いたプレゼンテーションを予定する場合は、スライドを印刷した資料を当日までに8部持参すること。

9 審査及び選定

1次審査（書類審査）から2次審査（プレゼンテーション審査）を経て、受託候補者及び次点の者を選定する。

- (1) 審査期間
 - 1次審査及び2次審査は武雄市家屋全棟調査業務受託者選定委員会が行う。
- (2) 1次審査
 - 企画提案書等による書類審査を行い、プレゼンテーションを行う者（最大4者）を選定する。

①審査及び評価項目

審査及び評価項目	
業務実績	・同種、関連業務の実績
業務遂行能力	・事業者の能力 ・配置予定者の能力
提案内容	・見積書の妥当性 ・実施方針等の妥当性

②結果通知

審査結果確定後、1次審査の可否についてのみ、すみやかに審査対象者全員へ電子メールで通知する。

- (3) 2次審査
 - プレゼンテーションについて審査を行い、1次審査結果を加えた総合計により受託候補者及び次点の者を選定する。

①プレゼンテーションの審査及び評価項目

審査及び評価項目	
提案内容	・家屋照合調査の妥当性（一次調査） ・家屋実地調査の妥当性（二次調査） ・家屋現況図、関連課税データ等閲覧システムの妥当性 ・その他提案の妥当性
その他	・質疑応答

②結果通知

審査結果確定後、すみやかに審査対象者全員へ文書で通知する。

(4) 審査結果の公開等

- ① 1次審査の結果（得点等）は、それを2次審査に継承するため、2次審査の結果を通知するまでは開示しない。
- ② 全体の審査結果は、評価項目毎の合計点の平均のみ開示する。
- ③ 開示請求できる者は、1次審査及び2次審査、それぞれの審査対象者のみとする。
- ④ 開示請求及び開示は、書面により行う。
- ⑤ いかなる理由をもってしても他社提案の書類等の閲覧請求は認めない。

(5) その他

次点の者としての資格は、平成30年8月31日まで有効とする。

10 契約

- (1) 受託候補者として選定されたことは、本業務を委託するに最適な者として選定したただけであり、それをもって直ちに契約関係が生じるものではない。
- (2) 受託候補者として選定後、受託候補者と市との間で詳細な打合せを行い、それに伴う詳細な仕様書を策定する。その他、契約条件等を協議のうえ両者合意に達すれば、本業務を委託する相手方として随意契約を締結するものとする。
- (3) (2)の合意に達しない場合、辞退、その他の理由により契約が締結できない場合は、2次審査における次点の者と交渉を行うものとする。
- (4) 契約は、武雄市財務規則（平成18年規則第45号）及びその他の関係法令の規定に基づくものとする。

11 その他

- (1) この要領における期間及び期限の表示に関して、土日・祝祭日を含む場合または特段の表示がある場合を除き、時間に関しては午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 企画提案書の作成等このプロポーザルに関する書類の作成及び提出にかかる費用は、当該提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 選定結果に対する異議申し立ては認めない。
- (5) 失格事項について
次のいずれかに該当する場合には、失格とする。
 - ① 消費税及び地方消費税を含む見積書の記載金額が、提案上限額を超える場合
 - ② この要領に規定した事項を遵守せずに提案を行った場合
 - ③ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

12 主なスケジュール

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| (1) 手続き開始の公示 | 5月 8日 (火) |
| (2) 説明書の交付期間 | 5月 8日 (火) ~ 5月21日 (月) |
| (3) 参加表明書等の提出期限 | 5月21日 (月) |
| (4) 質問受付期限 | 5月21日 (月) |
| (5) 質問回答期限 | 5月22日 (火) |
| (6) 企画提案書等の提出期限 | 5月29日 (火) |
| (7) 1次審査結果通知 | 6月上旬 |
| (8) プレゼンテーション | 6月下旬 |
| (9) 2次審査結果通知 | 7月上旬 |
| (10) 詳細打合せ期間 | 7月上旬~中旬 |
| (11) 契約締結 | 7月下旬 |

※ (7) ~ (11) は変更することがある。

13 担当部署

〒843-8639

佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10

武雄市 総務部 税務課 資産税係

TEL 0954-23-9220 (直通) FAX 0954-23-8274

E-mail zeimu@city.takeo.lg.jp